

県南広域振興局長告示第62号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和8年5月22日

県南広域振興局長 菅原健司

1 児童発達支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0351500285	という	奥州市水沢東大通り一丁目8番1号 佐藤ビル2階西号室	学校法人常盤学園	令和8年5月1日
0351500277	こどもサポート教室「クラ・ゼミ」奥州水沢校	奥州市水沢字大畑小路28番地3	株式会社クラ・ゼミ	〃

2 放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0351500285	という	奥州市水沢東大通り一丁目8番1号 佐藤ビル2階西号室	学校法人常盤学園	令和8年5月1日
0351500277	こどもサポート教室「クラ・ゼミ」奥州水沢校	奥州市水沢字大畑小路28番地3	株式会社クラ・ゼミ	〃

3 保育所等訪問支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0351500285	という	奥州市水沢東大通り一丁目8番1号 佐藤ビル2階西号室	学校法人常盤学園	令和8年5月1日